

(様式 2)

仙台市路面清掃請負入札参加資格者業態カード

初回 • 2回目以降

1 (1) 申請者		
名称		
所在地		
(2) 仙台市内の事務所		
名称		
所在地	仙台市　区	
2 一般廃棄物又は産業廃棄物に関する許可を受けている場合は当該許可に係る内容		
一廃又は産廃の別	業 の 種 類	許 可 番 号
3 事業の用に供する施設		
車両の種類及び台数 廃棄物の運搬に使用 する車両のみ		
駐車場の所在地 及び面積	m ²	
運搬容器の種類 及び数量		
運搬容器の保管場所		
4 社内教育体制		
5 連絡先		
担当者氏名		
電話番号		

6	誓約書	事務処理要領 別記様式 1 号
7	定款又は寄付行為の写し（初回のみ。それ以降は変更あれば）	別紙
8	登記簿謄本（初回のみ。それ以降は変更あれば）	別紙
9	役員名簿	別様式 1
10	役員の履歴書	別様式 2
11	組織図	別紙
12	欠格条項に該当しない旨の申出書	別紙
13	法人税納税証明書（初回のみ 3 年分。それ以降は 1 年分）	別紙
14	市税納税証明書又は市税納付状況同意確認書	別紙又は 別様式 3
15	決算報告書（初回のみ 3 年分。それ以降は 1 年分）	別紙
16	運搬車両一覧	別様式 4
17	運搬車両の写真（初回のみ。それ以降は変更あれば）	別様式 5
18	自動車検査証の写し	別紙
19	器具器材一覧表（初回のみ。それ以降は変更あれば）	別様式 6
20	器具器材の写真（初回のみ。それ以降は変更あれば）	別紙
21	事業の用に供する施設の見取図・写真（初回のみ。それ以降は変更あれば）	別紙
22	事業の用に供する施設の所有権を証する書類（初回のみ。それ以降は変更あれば）	別紙

仙台市路面清掃請負入札参加資格者業態カード 補足

No.	注 意 点
7	申請日の3ヶ月以内に発行されたもの（原本）
8	監査役、監事を含む
9	法律第7条第5項第4号りに定める法定代理人、政令第4条の7に定める使用人がいる場合には記入すること
10	監査役、監事、法定代理人及び使用人を含む 本人が記載し、本籍地は特に注意して正しく記載すること
13	初回のみ直前3年分で申請日の3ヶ月以内に発行されたもの（原本） それ以降は直前1年分 法人税について納付済額等の記載のあるもの
14	市税の滞納がないことの証明書（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの） 市税納付状況確認同意書において「同意する」旨を表明した場合は不要
15	初回のみ直前3年分の貸借対照表・損益計算書 それ以降は直前1年分
16	収集運搬の方法等についても記載すること
17	斜め前方及び斜め後方からの写真でナンバーを確認できるもの
18	有効期限に注意すること 所有者及び使用者欄に申請者名が記載されていない場合は、所有者からの使用承諾書（写し）を添付すること
19	コンテナ等の収集運搬機材などをすべて記入すること
21	車両及び運搬器具の保管場所（車庫・駐車場）等の見取図及び写真
22	申請者が事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類 車両保管場所や処理施設の土地の登記簿謄本などを添付すること

誓 約 書

年 月 日

仙台市長 様

住 所
会社名
代表者

当団体は、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際に
は誠実に応じることを誓約します。

※宮城県知事又は仙台市長から産業廃棄物の許可を受けている場合は記載してください。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
-------	-------	------	--

※暴力団等と関係を有していないことについて、宮城県警に照会させていただく場合が
ございますのでご了承願います。

(別様式 1)

役員名簿

(別様式 2)

申請者（法人の場合は役員）の履歴書

氏 名		職 名	
本 籍		性 別	
住 所	〒 — 電話番号 — —		
生年月日		年 令	
職 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	従 事 し た 職 務 内 容	
賞 罰			
上記のとおり相違ありません			
年 月 日			
氏 名			

市税納付状況確認同意書

年　月　日

仙台市長

住所

氏名

電話 ()

私の仙台市市税納付状況を仙台市長が閲覧・確認することに

同意します ()

※1 参照

同意しません

※2 参照

※1 該当するものを○で囲んでください。同意される方が個人の場合は、() 内に申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」を記入してください。

※2 同意しない場合について

市税の課税の有無にかかわらず区役所、総合支所納税担当課において「市税の滞納がないことの証明書」(1通300円の手数料が必要です)の交付を受けた上で当課に提出してください。

※3 「市税の滞納がないことの証明書」の交付について

市税を10日以内に納付した場合には、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください。

(別様式 4)

収集運搬車両一覧表

取り扱う廃棄物の種類	車種 ※1	登録番号	積載容量	所 有 者	備考※2				
					プレス式	回転式	カゴ車	ウイニング車	平ボディ
路面清掃で集めたごみ									

収集運搬方法	
飛散・流出の防止及び悪臭発散の防止	

※1 車種 車検証の「車体の形状」に準じて記載。

※2 備考 塵芥車は「プレス式・回転盤式」、キャブオーバーは「カゴ車・ウイニング車・平ボディ」の当てはまるものに○をつけること。

(別様式 5)

運搬車両の写真

車種	登録番号	積載重量
		kg
斜め前方		
斜め後方		

(別様式 6)

器 具 ・ 器 材 一 覧 表

器具・器材名	型 式	台 数	備 考

欠格条項に該当しないものである旨の申出書

下記の欠格条項には該当しないことを申し出ます。

年 月 日

仙台市長 様

住 所

氏 名

(法人は名称及び代表者の氏名)

記

欠格条項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの
若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該处分をする日又は处分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの